

# 新しい生活様式推進 設備改修補助金

- ◆ 申請から補助金受領までの流れは、次のとおりです。  
詳しくは、申請の手引き（県ホームページ）をご覧ください。

## ① 交付申請書と必要書類を郵送します。

- ・ 次の書類を事務局に郵送してください。（所定様式は県ホームページからダウンロードできます。）
  - (1) 交付申請書（様式第1号）
  - (2) 誓約書兼提出書類チェックリスト（添付様式1）
  - (3) 補助事業計画書（添付様式2）
  - (4) やまなしグリーン・ゾーン認証基準 適合チェックシート（添付様式3）
  - (5) 営業許可証等の写し ※新規開業予定施設は実績報告の際で可
  - (6) 工事の内容が確認できる図面、資料（仕様書、カタログ等）
  - (7) 工事見積書等（補助対象事業の工事費根拠の確認ができるもの）の写し
- ※受付期間：令和3年2月28日（日）まで（当日消印有効）  
**予算の状況により、令和3年2月28日を待たずに受付を終了する場合があります。**

## ② 交付決定の通知を受領します。

- ・ 通知は交付申請書類を事務局が審査し、内容に不備がない場合に送付されます。

## ③ 設置工事を実施します。

- ・ 工事契約等を行い、設置工事を実施します。
- ・ 補助額の増や工事対象設備が変わるなど事業計画が変更になった場合は、変更の手続きが必要となりますので事務局とご協議下さい。

## ④ 実績報告書と必要書類を郵送します。

- ・ 次の書類を事務局に郵送してください。（所定様式は県ホームページからダウンロードできます。）
  - (1) 実績報告書（様式第4号）
  - (2) 誓約書兼提出書類チェックリスト（実績報告用）（添付様式4）
  - (3) 営業許可証等の写し ※交付申請時に提出していない場合
  - (4) 工事の内容が確認できる写真（改修前・後）等
  - (5) 工事契約書等の写し
  - (6) 工事代金の支払状況が確認できる書類（領収書等）の写し
  - (7) 補助金振込先口座と口座名義等の分かる通帳（見開きの1ページ目）の写し
- ※受付期間：令和3年3月15日（月）まで（当日消印有効）

## ⑤ 完了検査を受けます。

- ・ 実績報告の内容を確認するため、現地で完了検査を行います。

## ⑥ 交付額決定通知および補助金を受領します。

- ・ 実績報告書類の審査後、交付額決定通知を発行します。
- ・ 交付額決定通知後、およそ5営業日に指定の口座に振り込まれます。

@@補助金を装った詐欺にご注意ください@@

補助金交付にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。